

生産緑地制度の導入で農地の税負担の軽減を!

党市議団は、市街化区域内の農家から「農地の固定資産税が高く税金のために野菜を作っているようなものだ」「農業を続けたいが後継者がいないので、もう売らしかない」などの切実な声を伺ってきたことから、宅地並みに課税されている農家の負担軽減をはかる生産緑地制度の導入を求めて参りました。

9月議会で、「第二次かごしま都市マスタープラン」の素案に、生産緑地制度を位置付けることを求めたところ、当局は「生産緑地地区の指定など制度導入の検討」を盛り込んだと、次のように答弁しました。

【党市議】 第二次かごしま都市マスタープラン素案における位置づけ、今後の展開は?

【建設局長】 同プランの素案においては、人と自然が共生する都市環境の構築等に向けて、本目標に「自然・歴史・文化を生かした都市」を位置づけ、「身近な緑地を保全するため、生産緑地地区の指定など、緑地保全制度の導入の検討」を盛り込んだところであり、今後は、他都市の動向や農地所有者の意向などを踏まえ、関係部局と連携しながら取り組む必要があると考えている。



住民参加の流域治水協議会を!

鹿児島県は今年5月、本市で初めて新川流水系流域治水協議会を立ち上げました。協議会の目的には、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、流域治水を計画的に推進するための協議・情報共有を行うとされています。

国土交通大臣は今年3月、「住民にも流域治水協議会に入っていて、その知見を発揮して頂けるような場にするべきと考えている」と答弁している

ますが、新川の協議会メンバーには地域住民が入っていないことから党市議は、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させるために、メンバーに住民や専門家を入れるべきと質しました。建設局長は、「県と協議してまいりたい」と答弁しました。



ヤンバルトサカヤスデ対策一局間の連携で生息しにくい環境整備を

党市議は、不快害虫であるヤンバルトサカヤスデが79小学校区の内、47校区(59%)で発生し、令和2年度、薬剤散布によって駆除した校区が、今年も発生していることについて、ヤスデが生息する環境(写真)をパネルで示し、以下の質疑を交わしました。

【党市議】 ヤスデが生息する市道の側溝やブロック壁のコケ落とし作業をしているか

【建設局長】 実施していない

【党市議】 ヤスデが生息する市道沿いの草刈り事業の実施状況は

【建設局長】 市道沿いの伐開は、ヤスデが発生している地域では95町で実施している

【党市議】 環境局は、建設局の草刈り事業地域のヤスデの生息の有無を調査し、側溝やブロック壁のコケ落としも含めて、建設局と連携した駆除事業を展開すべきではないか

【環境局長】 連携した駆除について協議を行っており、引き続き連携を図っていきたい

【建設局長】 引き続き、環境局と情報共有を図りながら連携協力してまいりたい



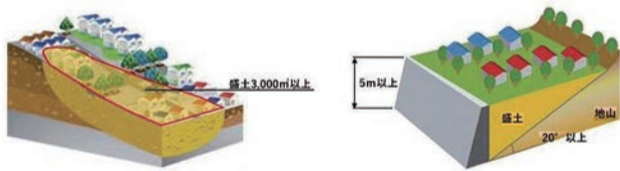
ヤンバルトサカヤスデが生息する場所



熱海市土石流災害の教訓 ～条例を改正し規制の強化を～

今年7月の大雨によって静岡県熱海市で発生した土石流は甚大な被害をもたらしました。要因の一つとして、業者が盛土造成に当たって不適切な行為を繰り返していたことが指摘されています。一般的に盛り土は、自然の地盤よりも強度が弱いとされており、適正に造成されていなければリスクは一層高まります。

熱海市を教訓に本市も目視による安全点検を行いました。盛土内の地質や地下水の状況の把握は困難であることが課題のほか、届出内容と違う整備となっている箇所が見つかりました。



熱海市の盛土造成は条例で規制されていますが、効力の弱い届出制で罰金20万円となっており、静岡県議会でも「今回の災害発生を真摯に受け止めると、条例は十分ではなかった。」として、不備を認め、厳しく改正する方針を示しました。

本市の条例は届出制のうえ、罰則も公表のみとなっており、熱海市の規制より弱いことから、今後、監視体制の強化と罰則の厳格化を求めました。

表1: 本市の大規模盛土造成地の調査結果

地域	大規模盛土造成地	土捨て場(市独自)	不具合等の内容	箇所数
旧鹿児島市域	34 箇所	15 箇所	盛土のり面の変状	2 箇所
吉田地域	37 箇所	5 箇所	地盤の変状	0 箇所
郡山地域	13 箇所	4 箇所	擁壁の変状等	0 箇所
松元地域	4 箇所	6 箇所	排水施設の不良	1 箇所
喜入地域	12 箇所	2 箇所	届出内容と現地状況との相違	2 箇所
桜島地域		1 箇所		

事業費が余っても、県から戻ってこない? ～県施行事業の市負担金に問題あり～

党市議は、これまでマリポートかごしま(人工島)建設の県施行の駐車場整備について、新年度予算に組みながら工事は始めずに次年度に事業費を繰り越す問題、県は予算を次年度に繰越すのに本市は繰越せずに負担金を支払っている問題を取り上げてきました。

一般の工事での契約では入札による執行残や不用額などが出るため、実績に応じて自治体に負担金を返還する必要がありますと考えますが、確認できるここ数年間、国からの返還はあったものの、県からの返還はありませんでした。

そこで、本市での県施行港湾事業の決算額を県に求めたところ「決算書には自治体ごとに記載していないため答えられない。」との答弁が示されました。これは決算額から自治体が返還されるべき不用額の割合を算出されることを避けるための対応と考えられます。

他の中核市でも3割は県が事業を繰越した場合、自治体も一緒に繰越して実績に応じて支払います。県施行事業の負担金は、ほかにも道路や農業関係にも及び、多額の不用額が返還されていないことが懸念されるため、今後も引き続き、議会で追及していきます。

コロナ禍の下! 国保税・介護保険料の引下げを

5千筆を提出

党市議団は、10月18日、下鶴隆央市長宛に、県社会保障推進協議会と「市民の市政をつくる会」が共同で取組んだ「国保・介護署名」5千筆の提出と要請に同席しました。

コロナ禍の下での減免制度の周知の徹底、国保税の18歳未満までの均等割免除の必要性、税と介護保険料の負担軽減につながる障害者控除認定書の対象者全員への交付を求めました。



右端から祝迫光治氏(市民の市政をつくる会代表委員)、日高光雄氏(県社保協事務局長)、上四元市民局長、党市議団